

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 18 日現在

機関番号：34415

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23510335

研究課題名(和文) 植民地期朝鮮における民衆支配秩序 - 朝鮮民衆・地域社会の動向を中心に -

研究課題名(英文) Rule order of people in colony period Korea - Focusing on the trend of the Korean people and the local community -

研究代表者

山口 公一 (YAMAGUCHI, Koichi)

追手門学院大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：20447585

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：植民地期朝鮮における「統合」政策は、「民衆や社会を包摂する帝国支配秩序」を前提として存在していたという試論を、当該期の朝鮮社会における「秩序」の状況と朝鮮民衆の対応事例を示すことで、明らかにしようとした。そのための史料調査と収集を実施し、共著書(論文など)や学会報告などのかたちで、研究成果を発表した。

研究成果の概要(英文)：A "integration" policy in colony period Korea tried to do the essay which existed subject to "imperial rule order under which a people and circle are subsumed" clearly by indicating the situation of "order" and a correspondence case of a Korean people in Korean society in a period concerned. An investigation of historical sources and collection for it were put into effect and study results were announced by the shape of the Article in collected works and the research reports.

研究分野：地域研究

キーワード：韓国・朝鮮 帝国と地域社会 秩序と心性

1. 研究開始当初の背景

(1) 植民地期朝鮮の歴史は、一般的に日本による支配の暴力性とそれに対抗する朝鮮独立運動の歴史として把握されてきた。しかし近年、近代日本と植民地朝鮮との関係を、こうした二項対立的な把握から支配民族と被支配民族両者における相互作用に立脚した把握へと漸次変化させている。その際、重要とされたのが支配の「統合」という視点であった。これにより、被支配者側のさまざまな対応の諸相（「協力」、「屈従」、「面従腹背」など）が明らかにされ、より一層多様な植民地期における歴史像が提起されるようになった。また、近年においては「植民地近代[colonial modernity]」論の有効性をめぐって議論がなされているところである。そのモチーフは、近代に対して批判的な視座を持ち、近代化のもつ抑圧性、差別的・暴力的諸側面に注目する点にある（宮嶋博史ほか編『植民地近代の視座』[岩波書店、2004年]など）。

(2) 但し、この論が植民地社会における「近代性」と「植民地性」の併存をその特徴として捉えるのに対し、私は「植民地性」の解明に着目し、その背景にある「民衆や社会を包摂する帝国支配秩序」を明らかにすることを目指している。現代韓国・朝鮮社会に連続し、大きな影響を及ぼした植民地支配の特質を解明する上で、植民地社会であった韓国・朝鮮においていかなる「支配秩序」が存在し、被支配者であった韓国・朝鮮人がその「秩序」をどういった「雰囲気」として体感していたのかというマンタリテ（「心性」）の解明が不可欠であると考えからである。

歴史研究においては、もともとこうした「秩序」「雰囲気」といった社会の一側面を解明する方法論が必ずしも確立されておらず、社会史・民衆史といった分野がこれを担ってきた経緯がある。しかし、民俗学やオーラルヒストリー（聞き取り）といった手法から、民衆の「心性」に接近する研究も増えてきている。「植民地期朝鮮における「統合」の政治過程と地域社会」（2007-2009年度若手研究（B））も、こうした研究動向を前提に進めたものであった。

(3) 一方、久しく台湾・朝鮮・満洲、樺太、南

洋群島などの各地域と日本本国との関係を軸に検討がなされてきた日本植民地研究を批判する形で登場した「帝国」史研究は、日本の「帝国圏」全域を含めた東アジア史像のみならず、日本の近現代史、各地域の植民地期における歴史像に再検討を問ひかける成果として評価できよう（例えば、浅野豊美『帝国日本の植民地法制』[名古屋大学出版会、2008年]、岡本真希子『植民地官僚の政治史』[三元社、2008年]など）。

(4) しかし、こうした「帝国」史研究の方法では、大枠の東アジア史像は提起できても、台湾・朝鮮など各地域における具体的な歴史の展開を詳細に明らかにすることはできない。むしろ、こうした「帝国」史研究が提起した「帝国」全域での法制や植民地官僚制などに示される、民衆や社会を包摂する帝国支配秩序が、各植民地領域において、どのように整備されていったのか、そして帝国支配秩序のなかの民衆をどう描くかという課題は、朝鮮・韓国の地域研究がこれまでの成果を踏まえた上で、「帝国史」研究の成果と課題を引き受け、新たな地域社会史像・民衆史像を描き出す役割を担うものとする。

2. 研究の目的

(1) これまでの研究においては、1930年代後半以降の戦時体制の下で、朝鮮においても、各種の戦争動員政策が「国民統合」政策（＝皇民化政策）として機能し、国民精神総動員運動・国民総力運動といった「国民運動」のかたちで、朝鮮民衆の個々人に対する職域と地域の二重の「統合」が展開し、戦争動員を梃子に、地域社会、そしてそこに生きる朝鮮民衆の「統合」が成立したものと考えてきた。従って、この時期に進む都市計画や農業の「近代化」といった地域基盤整備に取り込まれ、「統合」されていく社会・民衆像が押し出される傾向に着眼する向きが強かった。従来型の「植民地近代」論もややこうした傾向が強い。

(2) しかし「帝国史」研究の成果に鑑みれば、植民地朝鮮においても、主に植民地法の整備や制度運用によってつくられた帝国支配秩序が存在していたことに充分配慮した地域

社会や民衆像の叙述が重要となろう。こうした帝国支配秩序は、植民地法システムの朝鮮での整備・運用により、朝鮮地域社会や民衆の「統合」を促し、戦争への動員を実態として機能させようとする役割を担っていたとの仮説を得ることができる（「戦争協力強制秩序」）。

その問題関心は、朝鮮地域社会末端に迫る植民地法令運用関係資料の収集とその分析作業を積み重ねることで、「通説」的理解や従来型の「植民地近代」論理解を克服し、より実像に迫った植民地期朝鮮社会像や新たな朝鮮近代史像を提起することにある。

なお、植民地法とは、主に朝鮮の法域のみに効力を有する総督府令以下、行政法を指す。

3. 研究の方法

以上の研究課題を解明していくにあたって、三つの特色を準備した。

(1)第一に、朝鮮における植民地法令に関する先行研究のもつ朝鮮人への抑圧と弾圧システムの解明という問題関心を、本研究では、植民地期朝鮮における「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」の具体像の解明という研究視角から取り組む点にある。先行研究では、植民地法令整備過程を明らかにすることに重点がおかれ、その運用の実態については不明な部分も多く、十分に解明されていない状況にある。

(2)第二に、植民地社会における「近代性」と「植民地性」の併存という「植民地近代」論理解に対して、「植民地性」の解明に重点を置くことで、昨今の「植民地責任」論に対する見解を明確に示すことで、「植民地近代」論と「植民地責任」論の架橋を試みる点にある。

(3)第三に、「帝国史」研究の成果に学びつつも、その方法論では十分に叙述しきれない朝鮮地域社会や植民地期の朝鮮民衆の実像に、社会史や民衆史といった視角から迫ろうとする点にある。その際、植民地における「公共性」の議論とも関わらせて、中間層に「灰色地帯」という「心性」の領域を設定する韓国の研究動向（尹海東など）を、民衆レベルに適用することはできないとする立場を地

域社会の民衆の「心性」の実相を通じて、明らかにする点にある。

4. 研究成果

(1)2011～2014 年度を通じて、上記の研究を進める上で、韓国ソウル及び日本国内で史料調査を行い、計 30 件の史料を収集した。

2011 年度は、第一に、韓国及び日本国内における図書館・文書館の目録・インターネット上を利用して植民地法令関連史料の所在確認などの基礎調査を行った。第二に、韓国国家記録院ソウル情報センターなどで「日帝文書」における朝鮮総督府法務局関連利用の調査及び必要資料の収集を行った。

2012 年度は、前年度に引き続き、韓国及び日本国内の図書館・文書館の目録・インターネットを利用した「府会議録」等、地方行政機関関連資料の調査・収集を行った。韓国においては、国家記録院ソウル情報センターを中心に、京畿・江原・咸鏡南道・咸鏡北道・忠清北道・忠清南道・黄海道・全羅南道・平安南道・慶尚北道・平安北道の各道における行政官庁の「府尹郡守会議報告書綴」など地方行政関連資料を調査・収集した。日本国内においては、石川県立図書館所蔵「小倉學文庫」の調査を行い、海外神社関連史料 14 点を収集・整理した。

2013 年度は、前年度に引き続き、韓国における国家記録院ソウル情報センターなどで朝鮮総督府法務局関連、地方行政関連資料の調査・収集を行った。

2014 年度においては、これまで充分に対応できなかった朝鮮における地方（地域）動向を明らかにするため、『朝日新聞外地版』を入手した。また、前年度までに収集した朝鮮総督府法務局関連資料、地方行政関連資料の整理・保存作業を、研究補助員とともにいった。

(2)以上の史料調査で収集した史料の目録は以下の通りである。

- ・ 警務局地方課 『昭和二十年道会状況報告綴（一）（京畿・忠北・忠南・全北・全南）』
- ・ 警務局地方課 『昭和二十年道会状況報告綴（二）（慶北・慶南・黄海・平南）』
- ・ 『昭和十五年度西面歳入出予算』（咸鏡南道関連）
- ・ 松浦囑 『昭和十五年度予防拘禁関係調査書』

類』

- ・内務省地方課『昭和十年度道行政二関スル綴』
- ・法務局刑事課『昭和十三～十四年度覆審地方訓示指示注意事項(綴)』
- ・法務局刑事課『昭和十五～十七年度覆審地方訓示指示注意事項(綴)』
- ・法務局刑事課『昭和十八～十九年度覆審地方訓示指示注意事項(綴)』
- ・法務局刑事課『昭和十六年十二月～昭和十七年十二月経済治安日報一～八十五号』
- ・地方課『昭和十六年～十七年府第三部特別経済歳出追加更正予算書類』
- ・平南京畿『昭和十七年度府尹郡守会議報告書類綴』
- ・法務局総務課『昭和十八年検事捜査事件表(月報)』
- ・情報局刑事課『昭和十六年三月～昭和十七年二月情報週間展望』
- ・地方課『昭和十六年府第二部特別経済歳入出予算書(馬山・晋州・海州・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津・羅津)』(二冊の二)
- ・内務局『大正六年面制関係書類』
- ・地方課『昭和十五年十六年陳情書類』
- ・法務局刑事課『昭和十七年一月～昭和十九年二月戦時犯罪事件表綴』
- ・『昭和十二年度道行政二関スル綴』
- ・法務局刑事課『昭和十三年十一月～十四年九月経済統制二関スル取締措置並びニ違反検挙件数調』
- ・刑事課調査係『昭和十五年保護観察月表材料』
- ・法務局『昭和十二年～昭和十四年戒護拘禁二関スル綴』
- ・『表紙無(昭和十九年～二十年道行政関連資料)』
- ・朝鮮神職会『朝鮮内神社 神社調附録朝鮮神職会会則』(1929年7月)
- ・大邱神社社務所『国幣小社大邱神社御由緒畧記』(1936年カ)
- ・龍頭山神社社務所『釜山府国幣小社龍頭山神社記要』(1938年カ)
- ・京城神社社務所『京城神社由緒沿革記』(不明)
- ・光州神社社務所『国幣小社光州神社概要』(1941年カ)
- ・平壤神社社務所『国幣小社平壤神社略記』

(1936年カ)

- ・(財)扶余古蹟保存会『百済の旧都扶余古蹟名勝案内』
- ・『朝日新聞外地版』(朝鮮関係)

(3)以上、収集資料すべての分析は未だ完了していない。従って、研究課題の総合的な結論を得るためには、なおも今後、研究を深める必要がある。しかし、部分的には分析に付し、その成果を発表した。以下、研究の現状、その成果と課題についてまとめておきたい。

(4)研究の方法の第一に挙げた課題について、仮説・試論として、1930年代以降の「植民地朝鮮における「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」とは、「戦争協力強制秩序」であることを提示していた(拙稿「「造言飛語」にみる戦時末期の朝鮮民衆と社会」『史海』57号、2010年5月)。ただ、本研究開始当初において想定していた、その具体像や、1930年代以降の「戦争協力強制秩序」へと再編される歴史過程を、十分に解明するには至らなかった。

しかし、1930年代以降の歴史的前提となる1910年代～20年代については、主に、大韓帝国から大日本帝国への「国家祭祀」権の変更を、植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程として明らかにした(論文「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」)。ここでは1910年代に整備される「国家祭祀」との相克から1920年代に成立する「宗教管理統制秩序」の再編について論じた。これは「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」の一部をなすもの(1930年代以降の歴史的前提)と捉えることができよう。「国家祭祀」と宗教との相克のなかで、1930年代以降における「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」が、戦時体制と相俟って、それまで以上に、民衆・社会を「戦争協力強制秩序」として再編された「帝国支配秩序」に包摂していった。こうした試論・仮説を基にして、朝鮮神職会会報『鳥居』や関連資料から、朝鮮神宮が神職界に及ぼした「秩序」の分析を試み(「朝鮮神宮の世界」)、戦時期における神社研究の到達点を探った(「戦時期朝鮮における神社研究の諸論点」)。また、植民地朝鮮における「国家祭祀」体制の崩壊の状況についても明らかにした(「敗戦直後の海外神社」)。

しかし、いずれも神社という断面から「秩序」に迫ったものにとどまり、1930年代以降の「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」の再編の歴史過程を多面的かつ全体的に解明出来てはいない。

当該期における「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」が、「戦争協力強制秩序」として、どのように再編されていったのかについては、多様な視点から、収集史料の更なる分析をふまえた上での、残された課題となる。

(5)第二の課題として、従来の「植民地近代」論理解に対して、「植民地性」の解明に重点を置くことで、昨今の「植民地責任」論に対する見解を示し、「植民地近代」論と「植民地責任」論の架橋を試みた成果を辞典の一項目として発表した(「帝国」日本と植民地)。

今後の日本植民地研究や「帝国史」研究の進展に貢献できればと考えている。

(6)第三の課題に対しては、地域社会の民衆の「心性」の実相を通じて、明らかにしようと試みた。研究の第一の課題である「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」の下で、「統合」と向き合った朝鮮民衆がなにを考え、どう生きたのかという論理とその様相を、高等法院検事局思想部『大東亜戦争勃発後二於ケル特殊犯罪調』(昭和18年5月)を主な史料として、分析・発表した(「不敬」言動にみる戦時期朝鮮人のメンタリティー)。

そこに見える朝鮮人のメンタリティー(「心性」)は、かつて分析をした際にも言及した通り(前掲「造言飛語」にみる戦時末期の朝鮮民衆と社会)、強力な「戦争協力強制秩序」の下で、兵力・労働力などとして動員された朝鮮民衆は、「統合」政策に表向き「屈従」せざるを得ない状況に置かれたが、その「心性」は「面従腹背」のみならず、明確に戦争協力の拒否や戦争忌避の意識を持ち合わせたものであった。戦争動員においては、「近代性」・「近代化」のもつ抑圧性・暴力性が前面に押し出されるが、当該史料における朝鮮民衆の対応からは、「抵抗」や「反発」といった「心性」を窺い知ることが出来る点で、特徴的である。

植民地権力は、「本音」ともいえる朝鮮民衆の「心性」まで取締の対象として、彼らを「戦争協力」へと追い込み、形式的に彼らの

「統合」を図ろうとした。しかし、植民地権力が自ら考えるほど容易には、朝鮮民衆一般を「統合」し、戦争協力に駆り立てることは出来なかった。植民地権力は、朝鮮民衆を「戦争協力強制秩序」のなかに放り込み、戦争に動員しようとするほど、その秩序から逸脱しようとする「不敬」言動事例を目の当たりにすることとなって、朝鮮の地域社会末端、民衆全般まで、自らの「統合」政策が貫徹していないことを自覚し、「戦争協力強制秩序」(1930年代以降の「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」)が充分機能していない実状に直面することとなった。

(7)一方、直接、本研究の課題とはしていないが、1930年代以降の「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」を考える際には、植民地権力を支えた上層、あるいは、植民地権力とせめぎ合い地域住民の利益を誘導した中間層(例えば、地方諮問機関あるいは議決機関における朝鮮人議員など)の動向に目を配る必要もあろう(前掲「植民地期朝鮮における「統合」の政治過程と地域社会」)。

上層・中間層の動向には、以下のような特徴がある。1930年代後半までは、地域における教育や産業育成などのインフラストラクチュア整備の言及が目立つこと。但し、戦時末期になると、地方議決機関が地方行政官庁の下請け機関となって、形骸化してしまい、行政優位の議論となるか、議論そのものが全くなされず、行政機関の意向を追認する機関となってしまっている。

1930年代後半までの上層・中間層の動向をどう評価するかが焦点となるが、議員は、地方議決機関等での議論を通じて、地域住民の利益を誘導するために、行政側と巧みにかつ厳しくせめぎ合う関係にあった。こうした参与のあり方を単純に「対日協力」と切り捨てられない部分もある。地域住民の動向を把握した上で、上層・中間層の動向とも併せて、「戦争協力強制秩序」の具体像を明らかにしていくことが重要であろう。

上層・中間層の言動は、こうした議事録における言説のみから評価を加えるのではなく、当該期における具体的な地域課題に則して、多面的に分析する必要があり、最終的な結論を得るに至っていない。

(8)同時に、戦時末期においては、地域社会の末端の行政を担う愛国班長が、植民地権力と末端の地域住民との間で板挟みとなるケースが確認されており（前掲「不敬」言動にみる戦時期朝鮮人のメンタリティー）、「戦争協力強制秩序」のなかで、地域益・住民益を守る役割を期待され、その矛盾を一身に背負った存在であった。こうした地域末端支配を担う者と、地域リーダーたる中間層との関係についても検討課題の一つであろう。

(9)以上のように、1930年代以降の「民衆・社会を包摂する帝国支配秩序」の解明には、本研究での直接の課題を明らかにしつつ、その背景として、(7)・(8)で提起した要因も無視できない。その点も充分視野に入れて、本研究が残した課題と向き合い、収集史料の整理・分析を深めて、最終的な結論を得られるよう、引き続き研究に取り組んでいきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計3件)

山口公一、「不敬」言動にみる戦時期朝鮮人のメンタリティー、日韓歴史研究者ワークショップ「流言飛語」の時代 - 戦時期朝鮮会の実像を探る -、2015年2月7日、京都大学人文科学研究所1階大会議室

山口公二、戦時期朝鮮における神社研究の諸論点、「戦時期朝鮮における諸相」研究会、2014年3月8日、京都大学人文科学研究所

山口公一、朝鮮神宮の世界、「戦時期朝鮮における諸相」研究会、2013年2月16日、京都大学人文科学研究所

〔図書〕(計3件)

君島和彦編(君島和彦、山口公一、加藤圭木、金泰雄、李潤植、李淵植、江連恭弘、大串潤児、沼尻晃伸、金耿昊執筆)、近代の日本と朝鮮 - 「された側」からの視座 -、東京堂出版、2014年9月、査読有、全393頁、pp.73-119(第二章「植民地朝鮮における「国家祭祀」の整備過程」執筆)。

追手門学院大学国際教養学部アジア学科編(山口公一、ほか18人執筆)、アジアの都

市と農村、和泉書院、2013年10月、査読無、全316頁、pp.85-87(「石川県立図書館所蔵小倉文庫の海外神社史料について」執筆)。

木村茂光監修・歴史科学協議会編(山口公一ほか179人執筆)『戦後歴史学用語辞典』東京堂出版、2012年6月、全460頁、査読無、pp.296-297(「帝国」日本と植民地」執筆)。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

山口公一、<コメント>金泰勲「近代『朝鮮仏教』の読み方 許永鎬の認識を事例として」コメント、朝鮮史研究会会報199号、2015年3月、pp.7-9

山口公一、<研究ノート>敗戦直後の海外神社 - 朝鮮の神社を中心に -、追手門学院大学国際教養学部アジア学科編、アジア学科年報8号、同朋舎、2014年12月、査読無、pp.43-51

山口公一、<報告>近代日本の他者表象 - 「文明」と「野蛮」の自他認識 -、追手門学院大学アジア学科研究会、2014年10月30日、追手門学院大学附属図書館ラ・ニョク・モソク

山口公一、<書評>樋浦郷子『神社・学校・植民地』(京都大学出版会、2013年)、朝鮮史研究会関西西部会7月例会、2013年7月27日、中津センタービル8階会議室

山口公一、<研究ノート>石川県立図書館所蔵小倉文庫の海外神社史料について、追手門学院大学国際教養学部アジア学科編、アジア学科年報6号、同朋舎、2012年12月、査読無、pp.168-169

山口公一、<書評>朝鮮史研究会編『朝鮮史研究入門』(名古屋大学出版会、2010年)緒論・附録、朝鮮史研究会関西西部会3月例会、2012年3月24日、河合塾大阪校セレストタ館3階第1会議室

6. 研究組織

(1)研究代表者

山口 公一(YAMAGUCHI, Koichi)

追手門学院大学・国際教養学部・准教授
研究者番号: 20447585

(2)研究分担者なし

(3)連携研究者なし